

市では、土砂災害警戒区域等に指定された区域の「土砂災害ハザードマップ」を地区ごとに順次作成し、配布しています。これは、住民の皆さんに土砂災害への危機意識を高めていただくとともに、迅速かつ円滑な避難を心がけてもらうことを目的としています。今年度は、神崎地区および八雲地区と四所地区の一部に配布予定。岡田上・岡田中・岡田下地区および八雲地区の一部は配布済み。市ホームページにも掲載しています。

土砂災害ハザードマップを作成

府内には現在、8,000か所以上の土砂災害危険箇所があります。府では、「土砂災害防止法（※）」に基づき、順次、土砂災害により被害を受ける恐れのある場所の地形や土地利用状況などを調査し、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域を指定しています。早期に市内全域の調査を完了し指定する予定です（現在までに40地区を指定）。

土砂災害警戒区域等を順次指定

【土砂災害警戒区域等の指定の種類と前兆現象】

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）（土砂災害の恐れがある区域）

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
（建築物が破壊され、住民に大きな被害が生じる恐れのある区域）

※土砂災害防止法とは

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」…土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備などのソフト対策を推進するもの。

土砂災害警戒区域等の指定の種類		前兆現象
土砂災害警戒区域等は土砂災害防止法により、がけ崩れ、土石流、地すべりの3つに区分されています。		土砂災害が発生する前には前兆現象が見られることがあります。普段から土砂災害警戒区域等を確認しておくとともに、前兆現象に気が付いたときは早めに避難し、市役所や警察などに通報してください。
がけ崩れ	<p>雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆崖からの水が濁る ◆地下水や湧き水が止まる ◆斜面にひび割れや変形がある ◆小石が落ちてくる ◆崖から音がする ◆異様な臭いがする 
土石流	<p>山や川の石や土砂が、大雨などにより、水と一緒に激しく流れ下る現象</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆山鳴りがする ◆雨が降り続けているのに、川の水位が下がる ◆川の水が濁ったり、流木が混ざったりする 
地すべり	<p>雨や雪どけ水が地下に染み込み、断続的に斜面が滑り出す現象</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地面にひび割れができる ◆井戸や沢の水が濁る ◆崖や斜面から水が吹き出す ◆家や擁壁、樹木、電柱が傾く 

◎土砂災害警戒区域等はあくまでも、がけ崩れや土石流、地すべりが発生する危険度の目安です。前兆現象や気象情報に注意し、早めの避難を心がけましょう。また、状況に応じて、寝る場所を山の反対側の2階の部屋にしたり、警戒区域外の隣近所の家や地域の集会所などに一時的に避難したりすることも考えてください。



▲いずれも平成16年の台風23号による土砂災害

防災特集

《風水害編》

9月1日は防災の日、8月30日～9月5日は防災週間です

土砂災害にご注意を！

～自分や家族の命を守るために～

近年、全国各地で大雨や洪水などによる風水害が頻発しています。特に、昨年9月に紀伊半島、今年7月に九州北部を襲った大雨によって大規模な土砂災害が発生し、人家などに甚大な被害をもたらされました。舞鶴市でも平成16年の台風23号による土砂災害などで6人の尊い命が奪われました。土砂災害はいつ起こるか分かりません。また、土砂災害の発生を予測することは非常に困難です。自分や家族の命を守るため、常日頃から防災意識を高め、いざというときのために、しっかりと災害への備えをしておき、災害時には早めの避難を心がけてください。